

遠軽町国民保護計画新旧対照表

編	章	大項	項	ページ	変更後	変更前	変更理由等	区分
2	1	4	3	23	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第4 情報収集・提供の体制整備</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式</p> <p>町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて道に報告する。</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第4 情報収集・提供の体制整備</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式</p> <p>町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、道に報告する。</p>	<p>平成29年8月3日(消防国第70号)</p> <p>→平成30年2月7日(事務連絡)</p> <p>報告要領の修正</p>	軽微
2	1	5	2	26	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 町における訓練の実施</p> <p>町は、消防本部等、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、道警察、自衛隊との連携によるNBC攻撃等による発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等、武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 町における訓練の実施</p> <p>町は、消防本部等、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、道警察、自衛隊との連携を図る。</p>	<p>基本指針の変更</p> <p>平成29年12月19日(消防国第106号)</p> <p>訓練の実施内容等について追記</p>	軽微
2	2		1	28	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料資料の収集</p> <p>※【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <p>○ 避難行動要支援者名簿</p> <p>(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮</p> <p>町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料資料の収集</p> <p>※【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <p>○ 災害時要援護者の避難支援プラン</p> <p>(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮</p> <p>町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p>	<p>平成29年8月3日【消防国第70号】</p> <p>文言の修正</p>	軽微

遠軽町国民保護計画新旧対照表

編	章	大項	項	ページ	変更後	変更前	変更理由等	区分
2	2		1	29	<p>第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 1 避難に関する基本的事項</p> <p>※【避難行動要支援者名簿について】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。</p> <p>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</p> <p>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 1 避難に関する基本的事項</p> <p>※【災害時要援護者の避難支援プランについて】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる災害時要援護者の避難支援プランを活用することが重要である（「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）参照）。</p> <p>避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。</p> <p>災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、災害時要援護者各個人々の避難支援プランを策定することとなる（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）。</p>	<p>平成29年8月3日【消防国第70号】</p> <p>文言の修正</p>	軽微
2	2		5	30	<p>第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 5 避難施設の指定への協力</p> <p>町は、道が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど道に協力する。町は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 5 避難施設の指定への協力</p> <p>町は、道が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を協力する。町は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。</p>	<p>基本指針の変更 平成29年12月19日【消防国第106号】</p> <p>協力内容の追記</p>	軽微
2	2		6	31	<p>第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 6 生活関連施設の把握等 (1) 生活関連施設の把握等</p> <p>※【生活関連当施設の種類及び所轄省庁、所管道担当部局】 第28条 5号 核燃料物質（汚染物質を含む。） 原子力規制委員会</p> <p>6号 核原料物質 原子力規制委員会</p> <p>7号 放射性同位元素（汚染物質を含む。） 原子力規制委員会</p> <p>8号 毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 6 生活関連施設の把握等 (1) 生活関連施設の把握等</p> <p>※【生活関連当施設の種類及び所轄省庁、所管道担当部局】 第28条 5号 核燃料物質（汚染物質を含む。） 文部科学省 経済産業省 6号 核原料物質 文部科学省 経済産業省 7号 放射性同位元素（汚染物質を含む。） 文部科学省 8号 毒劇薬（薬事法）</p>	<p>関係省庁等変更</p> <p>法の施行に伴う法律名称の変更</p>	軽微

遠軽町国民保護計画新旧対照表

編	章	大項	項	ページ	変更後	変更前	変更理由等	区分
3	2		1		<p>第3編 武力攻撃事態等への対応</p> <p>第2章 町対策本部の設置等</p> <p>1 町対策本部の設置</p> <p>(3) 町対策本部の組織構成及び機能</p> <p>町対策本部組織図</p> <p>地域本部会議 副本部長 総合支所参事 地域本部員 教育センター長</p> <p>町対策本部の業務分担</p> <p>総務班 総務部総務課 総務部危機対策室</p> <p>地域住民班 各総合支所</p> <p>4 0 企画班 総務部企画課</p> <p>4 1 出納班 出納課</p> <p>4 2 税務班 総務部税務課</p> <p>保育班 民生部子育て支援課</p> <p>4 4 産業班 各総合支所</p> <p>施設班 教育部社会教育課</p> <p>指定班 議会事務局</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対応</p> <p>第2章 町対策本部の設置等</p> <p>1 町対策本部の設置</p> <p>(3) 町対策本部の組織構成及び機能</p> <p>町対策本部組織図</p> <p>地域本部会議 副本部長 地域住民課長 地域本部員 産業課長 教育センター長</p> <p>町対策本部の業務分担</p> <p>総務班 総務部総務課</p> <p>地域住民班 地域住民課</p> <p>企画班 総務部企画課 総務部ジオパーク推進課</p> <p>出納班 出納室</p> <p>税務班 民生部税務課</p> <p>保育班 民生部保育課</p> <p>産業班 産業課</p> <p>施設班 教育部社会教育課 教育部社会体育課</p> <p>指定班 議会事務局 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局</p>	遠軽町機構改革による修正	軽微
3	4	1	2	5 4	<p>第3編 武力攻撃事態対処への対処</p> <p>第4章 警報及び避難の指示</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t)、全国瞬時警報システム (J - A L E R T)等を活用し、地方公共団体に伝達される。町長は、全国瞬時警報システム (J - A L E R T)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</p> <p>イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合</p> <p>(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、広報車やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。</p> <p>(イ) なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。 また、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの方法も活用する。</p> <p>※ 全国瞬時警報システム (J - A L E R T) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</p>	<p>第3編 武力攻撃事態対処への対処</p> <p>第4章 警報及び避難の指示</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合</p> <p>(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、広報車やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。</p> <p>(イ) なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。 また、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの方法も活用する。 なお、警報の内容を瞬時かつ確実に伝達するため、同報系防災無線及び国において整備が進められている全国瞬時警報システム (J - A L E R T) の導入を検討する。</p>	平成 29 年 8 月 3 日(消防国第 70 号) 緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t)、全国瞬時警報システム (J - A L E R T) 等の使用を追記	軽微

遠軽町国民保護計画新旧対照表

編	章	大項	項	ページ	変更後	変更前	変更理由等	区分
3	4	1	2	5 4	<p>第3編 武力攻撃事態対処への対処</p> <p>第4章 警報及び避難の指示</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。</p> <p>この場合において、消防長等は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、消防団長の指揮のもと、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>また、町は、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>第3編 武力攻撃事態対処への対処</p> <p>第4章 警報及び避難の指示</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。</p> <p>この場合において、消防長等は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、消防団長の指揮のもと、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>また、町は、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>平成 29 年 8 月 3 日 (消防国第 70 号)</p> <p>文言の修正</p>	軽微
3	4	2	2	5 7	<p>第3編 武力攻撃事態対処への対処</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項</p> <p>カ 要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)</p>	<p>第3編 武力攻撃事態対処への対処</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項</p> <p>カ 要援護者の避難方法の決定 (避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)</p>	<p>平成 29 年 8 月 3 日 (消防国第 70 号)</p> <p>→平成 30 年 2 月 7 日 (事務連絡)</p> <p>文言の修正</p>	軽微
3	4	2	3	5 8	<p>第3編 武力攻撃事態対処への対処</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防本部等は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部等と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>なお、町長は、遠軽地区広域組合の管理者及び消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から町の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、当該消防機関やその管理者等と十分な調整を行う。</p>	<p>第3編 武力攻撃事態対処への対処</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防本部等は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部等と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>なお、町長は、遠軽地区広域組合の管理者及び消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から町の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、当該消防機関やその管理者等と十分な調整を行う</p>	<p>平成 29 年 8 月 3 日 (消防国第 70 号)</p> <p>文言の修正</p>	軽微

遠軽町国民保護計画新旧対照表

編	章	大項	項	ページ	変更後	変更前	変更理由等	区分
3	5		1	6 3	第3編 武力攻撃事態対処への対処 第5章 救援 1 救援の実施 (1) 救援の実施 ケ 遺体の搜索及び処理	第3編 武力攻撃事態対処への対処 第5章 救援 1 救援の実施 (1) 救援の実施 ケ 死体の搜索及び処理	文言の修正	軽微
3	5		3	6 4	第3編 武力攻撃事態対処への対処 第5章 救援 3 救援の内容 (1) 救援の基準等 町長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	第3編 武力攻撃事態対処への対処 第5章 救援 3 救援の内容 (1) 救援の基準等 町長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	救護事務の移管 平成29年8月3日(消防国第70号) 文言の修正	軽微
3	5		3	6 7	第3編 武力攻撃事態対処への対処 第5章 救援 3 救援の内容 (3) 救援の内容 ケ 遺体の搜索及び処理 (ア) 遺体の搜索 遺体の搜索について、道警察、消防機関及び自衛隊等と連携して実施する。 (イ) 遺体の処理 搜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合又は遺族がいない場合、関係機関と連携し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理、遺体の一次保存(原則既存の建物)、検案等の措置を行う。	第3編 武力攻撃事態対処への対処 第5章 救援 3 救援の内容 (3) 救援の内容 ケ 死体の搜索及び処理 (ア) 死体の搜索 死体の搜索について、道警察、消防機関及び自衛隊等と連携して実施する。 (イ) 死体の処理 搜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合又は遺族がいない場合、関係機関と連携し、死体の洗浄、縫合、消毒等の処理、死体の一次保存(原則既存の建物)、検案等の措置を行う。	文言の修正	軽微
3	6		2	7 0	第3編 武力攻撃事態対処への対処 第6章 安否情報の収集・提供 2 安否情報の収集 (1) 安否情報の収集 町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。 安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。 また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。	第3編 武力攻撃事態対処への対処 第6章 安否情報の収集・提供 2 安否情報の収集 (1) 安否情報の収集 町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。 安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。 また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。	外国人登録制度廃止に伴い文言の削除	軽微

遠軽町国民保護計画新旧対照表

編	章	大項	項	ページ	変更後	変更前	変更理由等	区分												
3	7	4	1	79	第3編 武力攻撃事態対処への対処 第7章 武力攻撃災害への対処 第4 NBC攻撃による災害への対処等 1 NBC攻撃による災害への対処 (4) 汚染原因に応じた対応 ア 核攻撃の場合 (ア) 町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。 (イ) 措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。 (ウ) 町は、避難住民等（輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため住民等へ向け、避難退域時検査の場所、災害の概要、避難に必要な情報提供に努めるものとする。 (エ) 町長は、必要に応じ、安定ヨウ素剤の予防服用の実施及び飲食物の摂取制限等の措置について、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に準じて行うものとする。	第3編 武力攻撃事態対処への対処 第7章 武力攻撃災害への対処 第4 NBC攻撃による災害への対処等 1 NBC攻撃による災害への対処 (4) 汚染原因に応じた対応 ア 核攻撃の場合 町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。 また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。	防災基本計画（原子力災害対策編）の修正 (ウ) 新設 基本指針の変更 (エ) 新設	協議												
3	7	4	1	79	第3編 武力攻撃事態対処への対処 第7章 武力攻撃災害への対処 第4 NBC攻撃による災害への対処等 1 NBC攻撃による災害への対処 (5) 町長又は遠軽地区広域組合管理者の権限 <table border="1" data-bbox="557 1003 1451 1108"> <tr> <td>法第108条第1項</td> <td>対象物件</td> <td>措置</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>遺体</td> <td>・移動の権限 ・移動の禁止</td> </tr> </table>	法第108条第1項	対象物件	措置	3号	遺体	・移動の権限 ・移動の禁止	第3編 武力攻撃事態対処への対処 第7章 武力攻撃災害への対処 第4 NBC攻撃による災害への対処等 1 NBC攻撃による災害への対処 (5) 町長又は遠軽地区広域組合管理者の権限 <table border="1" data-bbox="1498 1003 2392 1108"> <tr> <td>法第108条第1項</td> <td>対象物件</td> <td>措置</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>死体</td> <td>・移動の権限 ・移動の禁止</td> </tr> </table>	法第108条第1項	対象物件	措置	3号	死体	・移動の権限 ・移動の禁止	文言の修正	軽微
法第108条第1項	対象物件	措置																		
3号	遺体	・移動の権限 ・移動の禁止																		
法第108条第1項	対象物件	措置																		
3号	死体	・移動の権限 ・移動の禁止																		
				80	<table border="1" data-bbox="557 1150 1451 1255"> <tr> <td>3</td> <td>当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合には、当該措置の対象となる建物又は場所）</td> </tr> </table>	3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合には、当該措置の対象となる建物又は場所）	<table border="1" data-bbox="1498 1150 2392 1255"> <tr> <td>3</td> <td>当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合には、当該措置の対象となる建物又は場所）</td> </tr> </table>	3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合には、当該措置の対象となる建物又は場所）										
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合には、当該措置の対象となる建物又は場所）																			
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合には、当該措置の対象となる建物又は場所）																			
3	9		2	82	第3編 武力攻撃事態対処への対処 第9章 保健衛生の確保その他の措置 2 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理の特例 ア 町は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境厚生・資源循環局 災害廃棄物対策室）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	第3編 武力攻撃事態対処への対処 第9章 保健衛生の確保その他の措置 2 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理の特例 ア 町は、町地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	基本指針の変更 文言の修正	軽微												